

職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分を行いました。

1 被処分職員	高松ブロック統括センター 係長級職員 (39歳・男性)
2 事案の概要	今年2月20日(金)午後9時25分頃、高松市内を走行中の電車内で、10代の女性のスカート内に動画撮影状態のスマートフォンを差し向け、動画を撮影しようとしたことにより、5月8日(金)に罰金30万円に処せられたもの。
3 処分の内容	停職3月
4 処分の時期	令和8年6月12日